

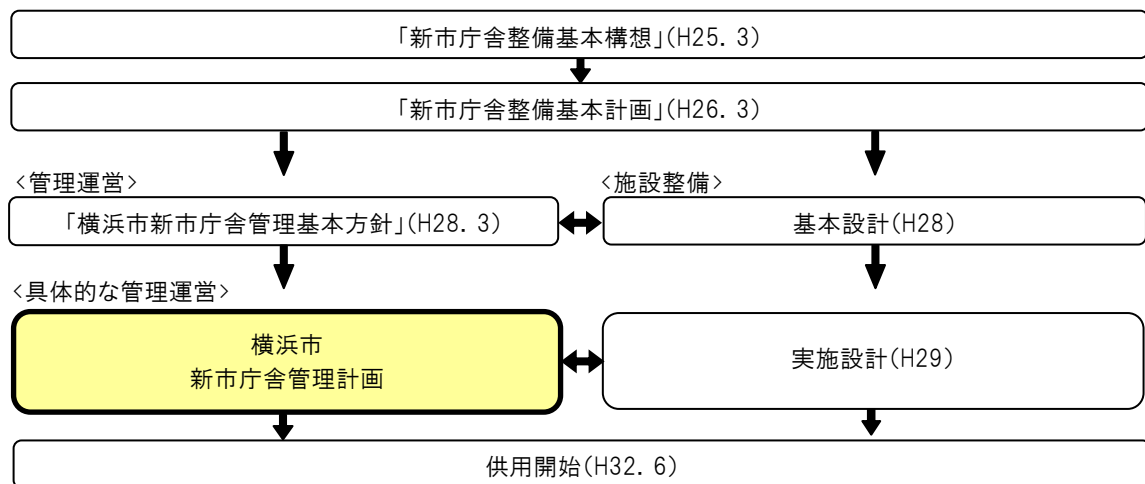
(案)

横浜市新市庁舎管理計画《概要版》

平成 32 年に供用開始する新市庁舎の管理・運営に関する基本的な考え方や方向性をまとめた「横浜市新市庁舎管理基本方針（平成 28 年 3 月）」の内容について、28 年度に具体的な検討を行った結果をとりまとめた「横浜市新市庁舎管理計画」を策定しました。

1 位置付け

今後の施設管理者及び商業施設運営事業者などが行う管理・運営の基本とするとともに、職員が新市庁舎を使用する際のルールとするために、各種設備等の概要や運用方法を定めます。



※議会部分については、「新市庁舎整備に関する議会棟のあり方（平成 24 年 11 月 15 日答申）」を踏まえて別途検討します。

2 施設概要

(1) 位置

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

※「市の事務所の位置に関する条例」に基づき、別途規則で定める日から供用開始します。

(2) 建物概要

- ア 敷地面積：13,486 m²
- イ 延床面積：約 141,600 m²
- ウ 階数：地上 32 階、地下 2 階（塔屋 2 階）
※執務室フロアは 31 階まで
- エ 高さ：約 155m

新市庁舎



3 基本的管理事項

(1) 入退館

建物の出入口は、動線を踏まえて、個々に開閉時間を決定します。

屋根付き広場（アトリウム）からの出入口は、直結する公共交通機関の運行時間を考慮し、また、屋根付き広場（アトリウム）以外の出入口は、商業施設の営業時間を考慮して決定します。

なお、屋根付き広場（アトリウム）以外の出入口を閉じた後の最終退出口（夜間通用口）は1か所に絞り、場所は2階の守衛本部脇の出入口とします。

また、高層部（行政機能）へ入館する際は、来庁者、職員ともに3階セキュリティゲートを通り、退館する際も、原則として来庁者、職員ともにセキュリティゲートを通ることとします。

(2) セキュリティ

高層部（行政機能）へ入館する際に必要となるセキュリティカードは、職員証と一体とすることを原則とします。来庁者にはゲストカードを貸与することとし、貸出数の照合などにより管理します。

(3) 案内・受付

	位置付け	配置・箇所数	業務内容
総合案内	ビル全体の情報や周辺の観光案内・交通案内等を提供する	1階のメインエントランス先に1か所	案内業務に特化 (高層部（行政機能）への入館手続きは3階受付)
行政機能受付	高層部（行政機能）を訪れる方の窓口の案内と入館手続きを行う	3階グランドロビー隣に1か所	必要最小限の情報確認によりゲストカードを貸与

(4) 廃棄物処理

高層部（行政機能）における廃棄物の分別ボックスは、1フロア当たり2か所配置することとし、コミュニケーションエリアなどのオープンスペースに設置します。

ただし、生ごみや弁当用プラスチック容器等などについては、廃棄の利便性に考慮し、給湯室にも生ごみ等の分別ボックスを設けます。



(5) 防災・災害対応

ア 津波避難デッキの設置

大岡川沿いの2階部分に建物低層部に沿ってデッキを設けます。2階デッキへは周辺道路からアクセスでき、万が一の津波発生時には緊急避難場所として活用できます。デッキの幅員は4～6m程度とし、1階へつながる階段を2か所設けます。

イ 防潮板の設置

津波対策として、高さ90cmの防潮板を各出入口（11か所）付近へ分散配置します。

ウ 災害時下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）

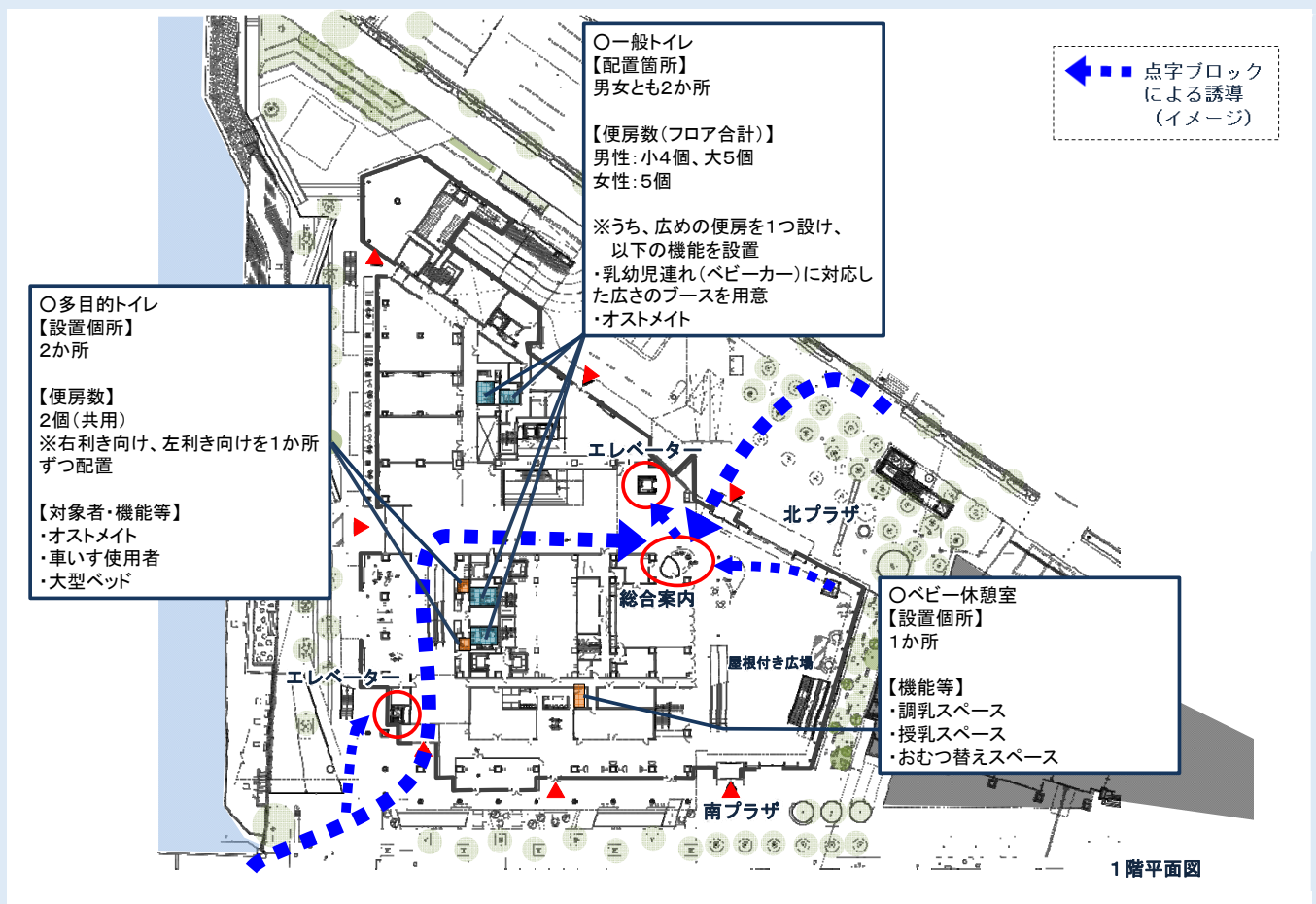
災害時におけるトイレ対策として、地域防災拠点等に整備を進めている公共下水道に直結した災害時下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）を、南側の外構に5台程度設置します。

(6) ユニバーサルデザイン

誰もが円滑に建物内外を移動でき、安心・安全かつ快適に施設・機能を利用できるよう、障害者団体などの意見を伺いながら、駐車場やエレベーターなどユニバーサルデザインに十分配慮した建物とします。

また、下図のとおり、多目的トイレ等の機能分散や点字ブロック敷設、ベビー休憩室の設置の考え方等について整理しました。

1階におけるユニバーサルデザイン機能



4 高層部（行政機能）

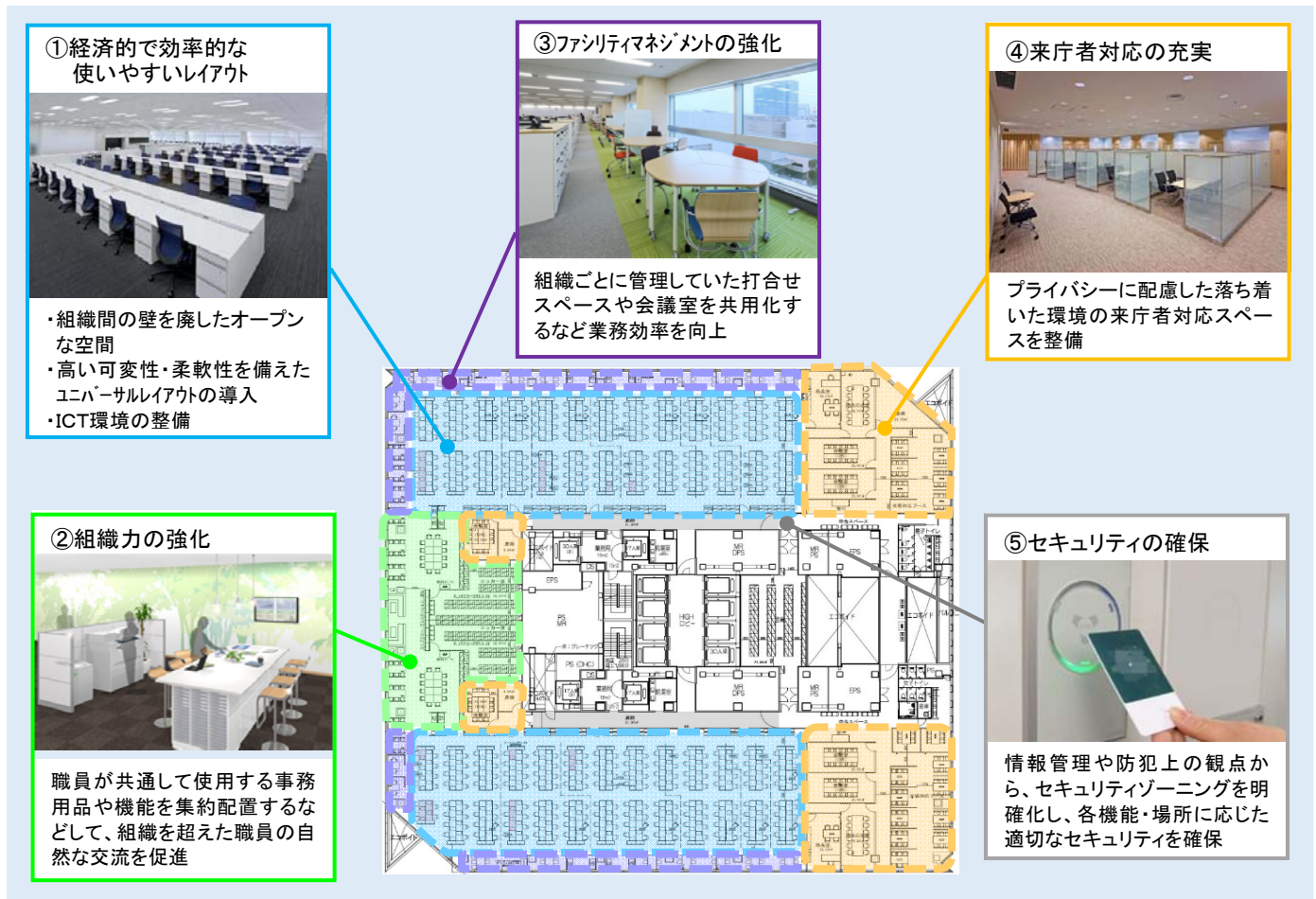
新市庁舎では、これまでの執務環境のあり方を見直す絶好の機会となります。

来庁者対応の充実、業務の効率化、チーム力の強化などを実現し、移転効果の最大化を目指していくために、より経済的で効率的な新しい管理・運用の仕組みを取り入れるとともに、より快適で機能的な執務空間を実現します。

（1）執務室

執務室は、可能な限りレイアウトの統一（標準化）を図ることなどにより、機能的で快適な空間を将来にわたって維持していきます。

併せて、ペーパーレスの推進に必要なICT環境（無線LAN等）を整備するとともに、各部門に共通する事務を集約することなどにより、業務の効率化を進めます。



（2）共用会議室

全てのエレベーターが停止する18階を共用会議室専用のフロア（小規模会議室12室、8人用39室、12人用15室、24人用10室、36人用2室を計画）として、管理を一元化します。また、無線LANを整備するとともに、ディスプレイやプロジェクター等の機器を設置することを予定しています。

（3）コンビニエンスストア・弁当販売

職員用の食堂を整備しないことから、職員の福利厚生機能として、高層部（行政機能）へのコンビニエンスストアの設置及び弁当販売を検討しています。

（4）サーバールーム

建物管理に関するシステムや各部署が保有する業務システムのサーバーを集約設置し、一般の執務室よりも高いセキュリティレベルとします。

（5）レセプションルーム

最上階に設置し、国内外からの賓客をおもてなしします。来賓の控室として使える会議室や、パントリー、ホワイエ等を設置するなど、国際儀礼に対応します。

(6) 組織配置

各局・統括本部は、業務関連性の強い局・統括本部ごとにまとめた「群」の考え方にに基づき、この「群」ごとに集約して近接したフロアに配置します。

組織の規模によって、複数の局・統括本部を同一のフロアに配置する場合がありますが、その場合は、個々の部署の業務特性を踏まえて、より関連性の高い組織を配置するよう配慮します。

なお、新市庁舎の執務室をより有効に活用して新しい働き方に適した執務空間を実現するため、短期間に業務が集中し、一時的に大量のアルバイトなどの人員と広い作業スペースが必要となる部署、業務を外部に委託している、いわゆる事務処理センター的な部署、共用書庫の一部などについては、関内周辺の市の施設等を活用して配置します。

群構成

群	局・統括本部
第1群 国際・経済・文化観光グループ	国際局、経済局、文化観光局、港湾局
第2群 まちづくりグループ	温暖化対策統括本部、環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局
第3群 企業局グループ	水道局、交通局
第4群 福祉保健・教育グループ	こども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会事務局
第5群 行政統括グループ	政策局、総務局、財政局、市民局、会計室、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局

- ※ 特別職諸室（市長室等）と危機管理室は、第5群に近接して配置します。
- ※ 市民情報室、市民相談室、建築・開発相談窓口機能などの市民利用機能は低層部に配置します。
- ※ 議会局は中層部（議会機能）に配置します。
- ※ 今後の検討状況により変更する場合があります。

参考：各局フロア配置案

31階			●	国際局・経済局
30階			●	文化観光局・港湾局
29階			●	環境創造局・都市整備局
28階			●	環境創造局
27階			●	環境創造局
26階			●	総務局・教育委員会事務局
25階		●	●	建築局
24階		●		温暖化対策統括本部・建築局
23階		●		資源循環局
22階		●		道路局
21階		●		道路局・健康福祉局
20階		●		水道局
19階		●		交通局
18階	●	●	●	共用会議室
17階	●			医療局・環境創造局・会計室・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査事務局
16階	●			健康福祉局
15階	●			健康福祉局・教育委員会事務局
14階	●			教育委員会事務局
13階	●			こども青少年局
12階	●			財政局・市民局
11階	●	●	●	財政局・総務局
10階	●			総務局
9階	●			政策局・市民局
3階	●	●	●	グランドロビー
	低層EV	中層EV	高層EV	配置組織等

●:EV 停止階

※平成29年3月時点における仮配置案です。
※今後の検討状況により変更する場合があります。

5 低層部

新市庁舎は、関内地区とみなとみらい 21 地区の結節点として、まちのにぎわいと活力を創出することが期待されます。このため、新市庁舎低層部がこうした期待に応える場となるよう、屋根付き広場（アトリウム）や市民利用機能、商業機能などを配置し、市民に開かれ、にぎわいを創出する空間となるための管理と運営を行います。

（1）低層部の管理運営

「管理業務」は、管理の経済性・効率性の観点から、高層部の業務と一体的に行う必要があること、また、「運営業務」は、それぞれの施設の設置目的や特色に応じて運営を行う必要があることから、「管理業務」と「運営業務」の業務を分けることとしました。

また、低層部においては、屋根付き広場（アトリウム）・展示スペース、市民協働・共創スペース、商業施設などを、それぞれの専門性を持つ複数の主体が運営します。そのため、低層部の各機能が連携しあい相乗効果を発揮できるよう、低層部全体を連携・調整する機能を設け、一体的な運営を行える体制を構築します。

（2）各機能について

ア 屋根付き広場（アトリウム）

屋根付き広場（アトリウム）等は、公共用財産（公の施設）として位置付け、当面の間、本市の直営（民間事業者等への業務委託を含む）による運営を行います。

イ 市民利用機能

（ア）市民協働・共創スペース

管理運営業務については、当スペースにふさわしい管理運営形態について、検討します。

（イ）市民情報センター・市民相談室

利用者が落ち着いた雰囲気の中で安心して利用できるよう 3階に配置します。

（ウ）建築や開発に関する相談機能

建築や開発に関する初期相談や建築局・道路局・環境創造局などが保有する行政情報の提供を行うスペースを 2階に設けます。

（エ）市民ラウンジ

市民利用の展望ラウンジを 3階北西区画の大岡川沿いのスペースに配置します。

（オ）横浜市のまちづくりや施策に関する情報発信機能

横浜のまちづくりを中心とした情報発信等を行えるスペースを 2階に配置します。

ウ 商業機能

（ア）商業施設

普通財産として位置づけ、マスターリース方式を採用します。マスターリース方式のうち、賃料保証型とするか、パススルー型とするかについては、法や制度との整合性を整理した上で判断します。

（イ）ふれあいショップ

障害者の社会参加を促進する場として、「ふれあいショップ」を設ける方向で検討しています。また、同ショップにおいて、刊行物を販売する機能を担うことについても検討しています。

エ その他

小規模保育事業等

周辺地区全体の保育ニーズの受け皿として、乳幼児一時預かり機能を併設した小規模保育事業を 2階に配置します。

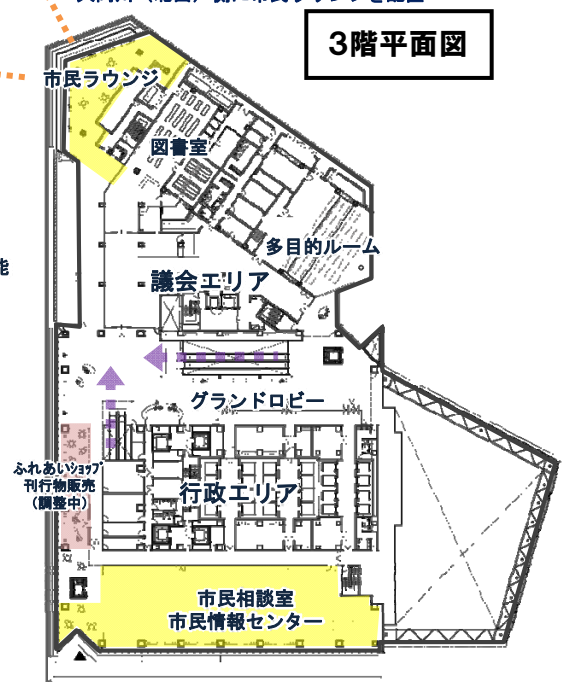
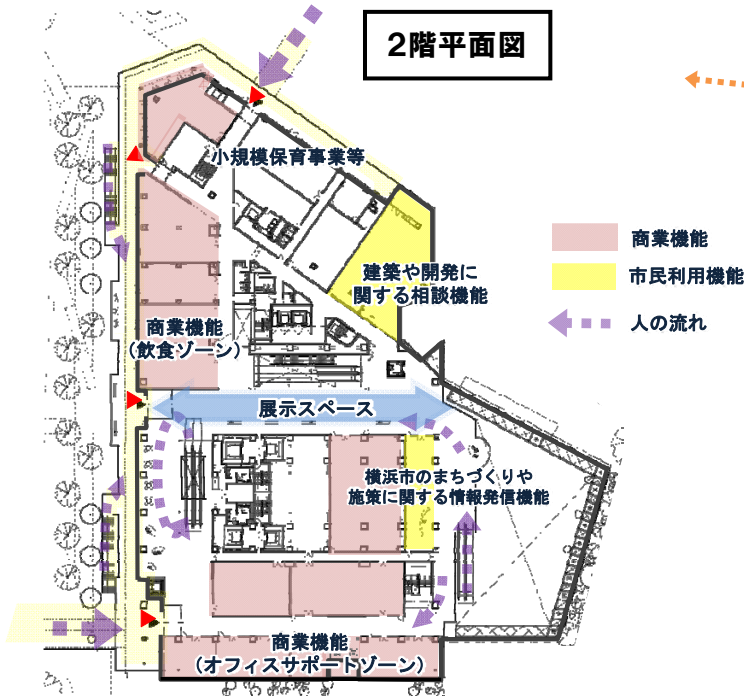


2階：楽しみながら豊かな過ごし方のできるフロア

- ・桜木町駅方面から直接アクセスできる2階デッキを設置予定
- ・商業機能、市民利用機能など多様な機能を配置

3階：市民と市職員の接点となるフロア

- ・議会部分と行政部分をつなぐ位置にグランドロビーを配置
- ・国道（南）側に市民情報センター・市民相談室を配置
- ・大岡川（北西）側に市民ラウンジを配置



6 その他の設備・機能等

地下1階駐車場（一般車用）及び駐輪場を公共用財産（公の施設）として位置付け、併せて指定管理者制度を導入します。また、地下2階駐車場（公用車等）は、動線やセキュリティなどの面で庁舎本体と密接に結びついていることから、公用財産（庁舎）と位置付け、委託等により管理することとします。

7 今後の検討

平成32年度の供用開始にあわせて円滑に新市庁舎の管理運営が行えるように、管理計画に基づき、さらに管理運営面の詳細について検討を進めます。今後は、検討の進捗に合わせ、管理計画を定期的に見直し、更新していきます。